

令和3年度前橋市UIJターン若者就職奨励金交付要項【事業者用】

令和3年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所産業政策課（12階） 電話 027-898-6985（直通） 027-224-1111（内線4213・4214） 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp</p>

この奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	若年者のUIJターンによる市内企業への就職の促進を図り、前橋市の人口の増加及び定着・定住に寄与することを目的とします。
内容	<p>補助事業者 市内で事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。）等で、令和3年度前橋市UIJターン若者就職奨励金【UIJターン就職者用】（以下、「UIJターン就職者用」といいます。）の対象となる者を雇用し、かつ、市税に滞納がないものとしします。</p>
交付金額	<p>対象労働者1人につき3万円とします。 なお、1事業所につき15万円（対象労働者5人）を上限とします。</p>
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者は、雇用に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、雇用に係る書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び交付決定通知書兼交付確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。
交付申請の方法、時期等	<p>対象労働者を雇い入れ6か月経過した日から3か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により申請してください。</p> <p>対象労働者の転入日が雇用契約開始日より遅い場合は、転入後6か月経過した日から3か月以内又は3月31日のいずれか早い日までとします。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（請求も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書 2 添付書類

		<p>(1) 対象労働者内訳書</p> <p>(2) 雇用契約書その他雇用開始日、労働条件等が記載されている書類の写し</p> <p>(3) 雇用保険被保険者証、雇用保険資格取得等確認通知書その他の雇用保険の加入が確認できる書類の写し</p> <p>(4) 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書その他の健康保険と厚生年金の加入が確認できる書類の写し</p> <p>(5) 市税完納証明書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>なお、上記(2)、(3)、(4)については、対象労働者のUIJターン就職者用の交付申請書に添付されている場合は省略できることとします。</p> <p>【注】 押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
	請求の方法、支払時期等	<p>1 奨励金交付請求書により請求してください。</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
	交付決定の取消し又は奨励金の返還	<p>1 次の場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 奨励金の交付を受けた後、奨励金の交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに、取消しに係る部分の金額を返還しなければなりません。</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>2 対象労働者内訳書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第3号）</p> <p>4 奨励金交付請求書（様式第4号）</p>